(イ) 雇用管理研修にあっては建設事業主又はその雇用する法第五条第一項に規定する雇用管理責任者その他の労働者を、職長研修にあっては建設事業主又はその雇用する労働者のうち作業中の建設労働者を直接指導又は監督する者を対象として行われるものであること。

(ロ) 研修の時間が、雇用管理研修にあっては六時間以上、職長研修にあっては十八時間以上であること。

(ハ) 研修を受ける者の数が十人以上であること。また、雇用管理研修にあっては百人以下、職長研修にあっては五十人以下であること。

(ニ) 研修の内容及び方法が建設労働者の雇用の改善を推進するために適切であると認められるものであること。

(ホ) その雇用する労働者に対し、雇用管理研修等を受けさせ、かつ、当該労働者に対して支払われる通常の賃金の額以上の賃金を当該雇用管理研修等を受けさせる期間について支払う事業

(2) 雇保則第百十条の三第二項第一号イ又は第三項第一号の規定により求職者を建設労働者（三十五歳以上の建設労働者にあっては女性労働者に限る。）として試行的に雇い入れ、同条第二項第二号又は第三項第七号の規定によりトライアル雇用助成金の支給を受けた中小建設事業主であること。

ト 建設事業主団体等であって、次の(1)及び(2)に掲げる事業を行うものであること。

(1) その構成員である建設事業主（(2)において「構成建設事業主」という。）における雇用管理制度の整備に係る計画の策定、当該計画の効果的な実施のための検討及び調査を行う事業

(2) 構成建設事業主における若年労働者及び女性労働者の確保及び職場への定着に資する雇用管理制度の整備に関する事業

チ 建設工事における作業に係る職業訓練を実施する職業訓練法人（職業能力開発促進法第三十一条に規定する職業訓練法人をいう。以下同じ。）であって、次のいずれにも該当し、かつ、建設工事における作業に係る職業訓練を振興するために助成を行うことが必要であると認められるもの（以下「職業訓練推進団体」という。）であること。

(1) 数都道府県にわたる地域における事業主又は事業主の団体若しくはその連合団体の相当数が、当該職業訓練法人の社員であるもの又は当該職業訓練法人の基本財産の拠出をしているものであること。

(2) 建設工事における作業に係る職業訓練の実施に適した職業訓練施設を運営するものであること。

リ 職業訓練推進団体であって、認定訓練の実施に適した施設又は設備の設置又は整備を行うものであること。

ヌ 中小建設事業主であって、建設作業に従事する女性労働者（岩手県、宮城県又は福島県においては、男性労働者を含む建設労働者）のための宿舎その他の施設の貸与を受けるものであること。